大阪府後期高齢者医療広域連合規約

〔平成１９年１月１７日
大阪府指令市第３２０５号〕

（広域連合の名称）

第１条　この広域連合は、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第２条　広域連合は、大阪府内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第３条　広域連合の区域は、大阪府の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第４条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第１に定める事務については関係市町村において行う。

(1)　被保険者の資格の管理に関する事務

(2)　後期高齢者医療給付に関する事務

(3)　保険料の賦課に関する事務

(4)　保健事業に関する事務

(5)　その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第５条　広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第３項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目を記載するものとする。

(1)　後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2)　広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所）

第６条　広域連合の事務所は、大阪市内に置く。

（広域連合の議会の組織）

第７条　広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。）の定数は、２０人とする。

２　広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

（広域連合議員の選挙の方法）

第８条　広域連合議員の選挙に当たっては、すべての市議会若しくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の１２分の１以上の者の推薦のあった者を候補者とする。

２　広域連合議員は、前項の候補者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。

３　広域連合議員の当選人は、前項の市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

（広域連合議員の任期）

第９条　広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

２　広域連合議員が関係市町村の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

３　広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第８条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第１０条　広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長１人を選挙しなければならない。

２　議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第１１条　広域連合に、広域連合長及び副広域連合長４人を置く。

２　広域連合に会計管理者を置く。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第１２条　広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

２　前項の選挙は、第１５条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

３　広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

４　副広域連合長は、広域連合長が関係市町村の長のうちから議会の同意を得てこれを選任する。

５　会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第１３条　広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

２　広域連合長及び副広域連合長が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

（補助職員）

第１４条　第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第１５条　広域連合に選挙管理委員会を置く。

２　選挙管理委員会は、４人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

３　選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

４　選挙管理委員の任期は、４年とする。

（監査委員）

第１６条　広域連合に監査委員２人を置く。

２　監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ１人を選任する。

３　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第１７条　広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1)　関係市町村の負担金

(2)　事業収入

(3)　国及び大阪府の支出金

(4)　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金

(5)　その他

２　前項第１号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第２により、広域連合の予算において定めるものとする。

（補則）

第１８条　この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第１１条第２項及び第１２条第５項の規定は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成２０年３月３１日までの間は、第４条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

３　広域連合設置後はじめて行う広域連合長の選挙は、第１２条第２項の規定にかかわらず、大阪市内において行うものとする。

４　平成１８年度予算については、別表第２備考中「前年度の９月３０日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票」とあるのは、「平成１７年国勢調査」とする。

附　則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

項	関係市町村において行う事務
１	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
２	資格確認書等の引渡し
３	資格確認書等の返還の受付
４	後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付
５	保険料に関する申請の受付
６	前各項の事務に付随する事務

別表第２（第１７条関係）

項	区分	負担割合又は負担すべき額
１	共通経費	均等割５パーセント
		高齢者人口割５０パーセント
		人口割４５パーセント
２	後期高齢者医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第９８条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
３	保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第１０５条に定める市町村が納付すべき額（市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額）

備考

１　高齢者人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳に基づく満７５歳以上の人口による。

２　人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳に基づく人口による。